

# ものづくりマイスターの募集要項

厚生労働省

## ものづくりマイスター

募集  
開始

厚生労働省では、平成25年度より「ものづくりマイスター制度」を創設し推進しています。「ものづくりマイスター制度」とは、高度な技術をもったものづくりマイスターが、技能競技大会の競技課題等を活用し、中小企業や工業高等学校で広く若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うものです。以下の要領でものづくりマイスターを募集します。



技能継承・後継者育成に意欲を持つ熟練技能者の方々の申請をお待ちしています。

### 募集概要

#### 認定基準

次の3つすべてに該当する高度な技能を有する方を募集します。

- ①技能検定の特級・1級・単一等級の技能士及び同等の技能を有する方、技能五輪全国大会の成績優秀者（銅賞まで）のいずれかに該当する方
- ②実務経験が15年以上ある方
- ③技能の継承や後継者の育成に意欲を持って活動する意志及び能力がある方

#### 申請資格

次の2つの要件を満たしていることを申請資格とします。

- ①応募時に、第三者からものづくりマイスターにふさわしい方として推薦を受けられること。
- ②認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

#### 申請方法

指定の申請用紙に必要事項を記入して、香川県技能振興コーナーへ提出してください。申請用紙は香川県職業能力開発協会ホームページからダウンロードできます。

香川県職業能力開発協会「ものづくりマイスター」ホームページ <http://kagawa-master.jp/>  
トップページ > 「ものづくりマイスター」認定 > 「ものづくりマイスター」の募集要項

\*詳しくは「ものづくりマイスター」認定申請要領をご覧ください。

お問合せ先

### 香川県職業能力開発協会 技能振興コーナー

〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内  
TEL:087-882-2910 FAX:087-882-2962  
URL: <http://www.kagawa-master.jp>